ファイル名 : H145
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 234375

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

精神障がい者医療費受給者証の更新について（再通知）

あなたがお持ちの精神障がい者医療費受給者証は、有効期間の終了日が近づいています。

精神障がい者医療費受給者証の有効期間が終了すると、医療費助成を受けられなくなります。精神障がい者医療費受給者証の更新には、まず精神障がい者保健福祉手帳の更新が必要となりますので、　　までに、精神障がい者保健福祉手帳の更新手続きを行ってください。

（この日までに更新手続きが行われないと、精神障がい者医療費受給者証は更新できません）

※更新に使用できる診断書は、診断書の作成日から３か月以内のものに限られます。

なお、精神障がい者保健福祉手帳の更新手続きを既に終えている場合、この文書は行き違いですので御容赦ください。

※精神障がい者医療費受給者証更新の手順※

１．障がい福祉課にて精神障がい者保健福祉手帳の更新手続きをした後、福祉医療課の窓口で、精神障がい者医療費受給者証の更新手続きを行っていただきます。（精神障がい者医療費受給者証をお持ちください。）

２．精神障がい者保健福祉手帳が認定されましたら、精神障がい者医療費受給者証を郵送します。
※精神障がい者保健福祉手帳の認定結果により、精神障がい者医療費受給者証の更新ができない場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】　豊田市役所　福祉医療課　福祉医療担当
電話　　（０５６５）３４－６７４３
ＦＡＸ　（０５６５）３４－６７３２
午前８時３０分から午後５時１５分まで
（土・日・祝日・１２月２９日から１月３日は除く）